

平成 30 年 8 月 21 日

グレーゾーン解消制度に係る事業者からの照会に対し回答を行いました ～労務監査のための初期費用立替等サービスについて～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、労務監査に対して、初期費用の立替や業務支援を行うサービスを開始することを検討している事業者から、以下の通り、照会がありました。

- ・事業の実施に当たり、当該事業の1つである費用の立替が、割賦販売法第35条の3の23の個別信用購入あっせん業者としての登録を受ける必要があるか否か。

これを受け、割賦販売法を所管する経済産業省が検討を行った結果、以下の回答を行いました。

- ・当該事業が個別信用購入あっせんに該当する場合であっても、当該事業主が営業のために締結する契約に係るものと認められ、割賦販売法第35条の3の60第2項第1号により、割賦販売法の個別信用購入あっせん業者の登録の規定は適用されない。

これにより、割賦販売法の適用の範囲がより明確になることで、企業間の立替を活用した新たなサービスが創出されることが期待されます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管官庁への長への確認を経て、照会された事業内容について、規制の適用の有無を回答するものです(本件の場合、事業所管官大臣及び規制所管大臣は経済産業大臣となります)。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務・サービスグループ サービス政策課 サービス産業室長 宮下

担当者: 中村

電話:03-3501-1511(内線 4021~6)

03-3580-3922(直通)

03-3501-6613(FAX)

商務・サービスグループ 商取引監督課長 正田

担当者: 柏木、野本

電話:03-3501-1511(内線 4191~4194)

03-3501-2302(直通)

03-3501-6198(FAX)

(本制度のお問い合わせ先)

経済産業政策局 新規事業創造推進室長 佐々木

担当者: 黒藪、太田

電話:03-3501-1511(内線 2537~9)

03-3501-1628(直通)

03-3501-6590(FAX)